

議案第10号

二宮町国民健康保険税条例の一部を別紙のように改正する。

令和8年2月20日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

子ども・子育て支援法の改正により、子ども・子育て支援納付金が創設されたことに伴い、本条例に必要な改正を行う。

## 二宮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

二宮町国民健康保険税条例（昭和41年二宮町条例第8号）の一部を次のように改正する。  
第3条第1項第1号中「及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）」を「、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）」に改め、同項に次の1号を加える。

- (4) 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（神奈川県国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第3条第2項ただし書中「、660,000円を超える場合においては、基礎課税額は、660,000円」を「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第11項に規定する額を超える場合においては、基礎課税額は、その額」に改め、同条第3項中「属する」の次に「国民健康保険の」を加え、同項ただし書中「、260,000円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、260,000円」を「法第703条の4第19項に規定する額を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、その額」に改め、同条第4項ただし書中「170,000円を超える場合においては、介護納付金課税額は、170,000円」を「法第703条の4第27項に規定する額を超える場合においては、介護納付金課税額は、その額」に改め、同条に次の1項を加える。

- 5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（法第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が法第703条の4第37項に規定する額を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、その額とする。

第4条第1項中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第10条の次に次の3条を加える。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額）

第10条の2 第3条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.21を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)

第10条の3 第3条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,350円とする。

(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)

第10条の4 第3条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について50円とする。

第15条第1項中「第245号」の次に「。以下「政令」という。」を加える。

第22条第1項中「660,000円を超える場合には、660,000円」を「法第703条の4第11項に規定する額を超える場合には、その額」に、「同条第3項」を「第3条第3項」に、「260,000円を超える場合には、260,000円」を「法第703条の4第19項に規定する額を超える場合には、その額」に、「並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円)」を「、第3条第4項本文の介護納付金課税額からオに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が法第703条の4第27項に規定する額を超える場合には、その額)並びに第3条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からカ及びキに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が法第703条の4第37項に規定する額を超える場合には、その額)」に改め、同項第1号中「430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。))の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。))の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。))が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯」を「政令第56条の89第2項第2号イに掲げる世帯について同号イの規定により超えないこととされている金額を超えない世帯」に改め、同号に次のように加える。

カ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 945

円

キ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 35円

第22条第1項第2号中「430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき305,000円を加算した金額を超えない世帯」を「政令第56条の89第2項第2号ロに掲げる世帯について同号ロの規定により超えないこととされている金額を超えない世帯」に改め、同号に次のように加える。

カ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 675円

キ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 25円

第22条第1項第3号中「430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき560,000円を加算した金額を超えない世帯」を「政令第56条の89第2項第2号ハに掲げる世帯について同号ハの規定により超えないこととされている金額を超えない世帯」に改め、同号に次のように加える。

カ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 270円

キ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 10円

第22条第2項に次の1号を加える。

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児一人について次に定める額

ア 前項第1号カに規定する金額を減額した世帯 203円

イ 前項第2号カに規定する金額を減額した世帯 338円

ウ 前項第3号カに規定する金額を減額した世帯 540円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 675円

第22条第3項中「地方税法施行令」を「政令」に、「及び被保険者均等割額」を「、被

保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額」に改め、同項各号列記以外の部分中「後の被保険者均等割額」の次に「及び18歳以上被保険者均等割額」を加え、同項に次の3号を加える。

- (7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額  
当該出産被保険者につき第10条の2の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、  
当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額  
当該出産被保険者につき第10条の3の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額  
当該出産被保険者につき第10条の4の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第22条に次の1項を加える。

- 4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（第1項、第2項又は前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

第22条の2中「第22条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法」の次に「（昭和40年法律第33号）」を加える。

附則第4項、第5項、第7項、第8項、第9項及び第10項中「及び第22条第1項」を「、第10条の2及び第22条第1項」に改める。

附則第11項及び第12項中「、第9条及び第22条第1項」を「、第9条、第10条の2及び第22条第1項」に改める。

附則第13項及び第14項中「及び第22条第1項」を「、第10条の2及び第22条第1項」に改める。

附 則  
(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の二宮町国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。